平成２４年（フ）第１０８４号
福岡市中央区大名１丁目２番20―602号
債務者　米耒　重紹
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３９号
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原872番地５
債務者　森山　健治
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９１号
福岡市博多区奈良屋町４番９号
債務者　佐藤物産こと　佐藤　和夫
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９２号
福岡市博多区奈良屋町４番９号
債務者　佐藤物産こと　佐藤　法子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１７号
福岡県糟屋郡志免町志免東３丁目４番１号
レオパレスＫ＆ＹＯＵⅡ104号
債務者　江藤眞智子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２２１号
福岡県大野城市中１丁目５番36号コートビレッジ赤坂303号
債務者　海士元えり奈
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２４５号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳１丁目４番６号
債務者　執行　弘子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２８１号
福岡県朝倉市長渕769番地１
債務者　中溝　絵美
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２８９号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目34番地１
パインコート幸203号
債務者　濱口　美幸（旧姓平木）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２９３号
福岡市南区高宮３丁目11番14―310号
債務者　丸野由香里
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１４号
福岡市城南区友丘１丁目１番28号
債務者　沖永満智男
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３５０号
福岡県宗像市ひかりヶ丘６丁目３番地75安部ハイツＢ棟201号
債務者　片山未由希
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３６４号
福岡市西区城の原団地30番404号
債務者　戸畑　和磨
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７６号
福岡市早良区四箇田団地23番406号
債務者　野田　浩一
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９１号
福岡市南区大橋３丁目２番28―202号
債務者　岡田美津恵
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０３号
福岡県宗像市東郷５丁目14番２―103号
債務者　古野　愼治
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０４号
福岡県宗像市東郷５丁目14番２―103号
債務者　古野　澄子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０８号
福岡市博多区住吉４丁目25番22―101号
債務者　手塚　巳利
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部